

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

× 金銭や物品の贈与

- ✖ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
- 国家公務員本人との関係でない場合(例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど)はOK

× 酒食等のもてなし(接待)

- 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合はOK
 - 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合はOK
 - 割り勘で飲食を共にする場合はOK
- ※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

× 車での送迎など、無償でのサービスの提供

- 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する場合はOK

× 一緒に麻雀等の遊戲、ゴルフ、旅行をすること

- ✖ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

× 金銭の貸付け

- 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合はOK

× 未公開株式の譲渡

- ✖ 有償であっても無償であっても違反

× 無償での物品や不動産の貸付け

- 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合はOK

あなたにとって利害関係者に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- あなたの事業を所管している部局の担当職員
- 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

電話 03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29～1/3までを除く、9:30～18:15)

FAX 03-3581-1802

郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

WEB 公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

平成30年11月